

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

I コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は、「顧客の信頼を得ること」、「顧客に『高感度・高品質・リーズナブルプライス』という価値を提供すること」、そして、「顧客の声に真剣に向き合うこと」の3点を経営理念に掲げており、その実現を通して継続的な企業価値の向上を図るため、コーポレート・ガバナンスの充実に取り組むことを基本方針としております。

そして、すべての利害関係者と社会全体に対し、企業としての責任を果たすため、コーポレート・ガバナンスの要諦である経営の透明性、活動の公平性、意思決定の迅速性、および適切な情報開示を経営の重要課題と位置づけ、戦略を展開しています。

2. 資本構成

外国人株式保有比率	20%以上30%未満
-----------	------------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
株式会社E・E・Y	7,000,000	25.09
江尻 義久	4,303,500	15.42
江尻 英介	826,000	2.96
GOLDMAN, SACHS & CO. REG	771,120	2.76
THE BANK OF NEW YORK - JASDECTREATY ACCOUNT	725,470	2.60
江尻 あい子	636,000	2.28
STATE STREET BANK AND TRUST COMPANY 505103	586,880	2.10
CBNY- CHARLES SCHWAB FBO CUSTOMER	460,020	1.65
THE BANK OF NEW YORK 133522	439,120	1.57
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	372,800	1.34

支配株主(親会社を除く)の有無

——

親会社の有無

なし

補足説明

ダルトン・インベストメンツ・エルエルシーから、平成27年4月20日付の大量保有報告書(変更報告書)の写しの送付がありましたが、当社として平成27年5月31日現在における所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	5 月
業種	小売業
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社は、特定の資本系列や株式の持ち合い関係はなく、企業属性からみた支配関係は存在しません。

また、当社は、親会社や上場子会社を有しておらず、資本構成に関して、コーポレート・ガバナンスに影響を与える要素は存在しません。

Ⅱ 経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10 名
定款上の取締役の任期	1 年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	7 名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	3 名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数 更新	3 名

会社との関係(1) 更新

氏名	属性	会社との関係(※)										
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k
福田 輝男	他の会社の出身者								△			
國井 達夫	弁護士											
鈴木 芳郎	公認会計士											

※ 会社との関係についての選択項目

※ 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」

※ 近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」

a 上場会社又はその子会社の業務執行者

b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役

c 上場会社の兄弟会社の業務執行者

d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者

e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者

f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家

g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)

h 上場会社の取引先(d、e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)

i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)

j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)

k その他

会社との関係(2) 更新

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
福田 輝男	○	○	福田輝男氏は、当社の取引先である株式会社常陽銀行の業務執行者として2003年6月まで勤務しておりました。	福田輝男氏は、当社の取引先である株式会社常陽銀行の業務執行者として勤務するなど、企業経営者としての豊富な経験と幅広い知見を有していることから、社外取締役として適任であると判断したためであります。なお、株式会社常陽銀行との取引の規模、性質に照らして、株主および投資者の判断に影響を及ぼすおそれはないと判断しております。
國井 達夫	○	○	——	國井達夫氏は弁護士として企業法務に精通していることから、当社経営の透明性、公平性、遵法性に関して、専門的視点から監督できる立場にあると判断したためであります。東京証券取引所の定める独立役員の要件に適合しており、当社経営陣との間に利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。

鈴木 芳郎	○	○	——	鈴木芳郎氏は、公認会計士および税理士として財務および会計に関する相当程度の知見を有していることから、当社経営の透明性、公平性、遵法性に関して、専門的視点から監督できる立場にあると判断したためであります。東京証券取引所の定める独立役員の要件に適合しており、当社経営陣との間に利害関係を有しておらず、一般株主と利益相反が生じるおそれがないと判断したためであります。
-------	---	---	----	--

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	1	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

あり

当該取締役及び使用人の業務執行取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会は、その職務の遂行に必要な場合、内部監査室所属の従業員を監査等委員会を補助する従業員としております。また、監査等委員会は、内部監査室所属の従業員に対して監査業務上必要な事項を命令することができることとしております。なお、監査等委員会より監査業務上必要な事項の命令を受けた内部監査室所属の従業員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとしております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

当社は、独立監査人として新日本有限責任監査法人と監査契約を締結しております。また、内部統制に関する問題等について、助言および指導を受けております。

監査等委員会、会計監査人、内部監査室は、計算書類および内部統制等に関する社内情報を共有し、密に連携を図っております。

監査等委員会と会計監査人は、年2回定期会合を開催するほか、監査等に関する新たな課題がある場合は、随時会合を持っております。

内部監査室は、監査等委員会に対し、年間監査スケジュールに基づいた監査報告書を提出するほか、随時会合を持って、内部統制等に関する課題を協議しております。また、内部監査室による内部監査の実施状況は、即時、監査等委員会に報告され、会計監査人により監査を受けております。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無

なし

【独立役員関係】

独立役員の人数 更新

3 名

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

取締役の報酬については、随時、業績の状況に連動する形で見直しております。

ストックオプションの付与対象者

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

個別報酬の開示はしていない

該当項目に関する補足説明

連結報酬等の総額が1億円以上である者が存在しないため、開示しておりません。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

役員の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で決定しております。
また、役員賞与については、常勤の業務執行担当役員を対象に「利益連動給与」に基づき支給しております。
「利益連動給与」については、取締役会の決議に基づき、当該事業年度の営業利益率(単体ベース)を基礎とした係数を年間報酬額に乗じて算出しております。

【社外取締役のサポート体制】

社外取締役はすべて監査等委員であるため、内部監査室が主管部署としてサポートしているほか、総務部と連携して、取締役会、執行役員会議など重要な会議の開催予定を社外取締役に連絡するとともに、会議資料を事前に届けることによって、取締役会の実効性の確保に努めております。

また、常勤の社外取締役は、他の社外取締役と密に連絡を取るなど、情報の共有化を図っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

1. 業務執行、監査・監督については以下の通りであります。

(1) 企業統治の体制

企業統治の体制の概要

当社は、平成27年8月18日開催の第37回定時株主総会において、「監査等委員会設置会社」に移行し、社外取締役を複数選任するとともに、監査等委員である取締役により構成される監査等委員会による監査を実施するなど様々な施策を講じることで、コーポレート・ガバナンス体制を強化するとともに、取締役への権限委譲により迅速な意思決定を図っております。

(取締役会)

当社の取締役会は、業務に精通する業務執行取締役3名と監査等委員である取締役4名(うち3名は社外取締役)の合計7名で構成しております。取締役会は、定款に基づき業務執行の決定の権限を一部代表取締役社長に委任し、経営の基本方針等業務執行の基本的な事項の決定、および経営執行状況の監督に注力しております。取締役会は、定例取締役会として毎月1回開催するほか、必要に応じて機動的に臨時取締役会を開催しております。

(監査等委員会)

当社は監査等委員会設置会社であるため、監査等委員会を設置しております。

監査等委員会は、3名の社外取締役を含む4名の監査等委員で構成し、取締役の業務執行に関する意思決定の適法性・妥当性、内部統制システムの構築・運営、会計監査人の監査の方法および結果について監査を行い、会計監査人の選任・解任の可否について評価・決定しております。

(執行役員会議)

当社は、執行役員制度を導入して業務執行責任の明確化と意思決定の迅速化を図っております。業務執行取締役、執行役員ならびに部門責任者で構成される執行役員会議を月1回開催し、事業運営上の重要事項を審議するほか、執行結果を報告して全社横断的な情報の共有に取り組んでおります。

(2) 内部監査および監査等委員会、会計監査の状況

当社の内部監査室は3名が在籍し、業務執行部門から完全に独立した組織であります。内部監査室においては、期初に定めた監査計画に基づく業務監査ならびに内部統制監査を実施し、それらの監査結果は代表取締役社長ならびに監査等委員会に報告しております。また、内部監査室は監査等委員会ならびに会計監査人とも適宜会合を開催するなど緊密な連携を図っております。

当社の監査等委員会は、内部統制システムを活用した監査を実施するとともに社内で開催される重要な会議に出席するほか、必要に応じて業務執行部門(子会社含む)から事業の報告を受けるなど、当社の財産の状況に関する調査の実施を通して、各業務執行取締役ならびに業務執行部門に対する監督・監査機能を十分に果たしております。そのほか、内部監査室ならびに会計監査人との会合を適宜開催し、相互に情報交換を図るなど緊密な連携を図っております。

また、監査等委員会は、内部監査室が実施した内部統制監査の結果について報告を受けるほか、内部統制システムの整備・体制の状況を監視、検証するとともに、内部統制部門への必要な助言ならびに指導等を行っております。

2. 報酬決定については以下の通りであります。

役員の報酬等の額については、株主総会において承認された報酬限度額の範囲内で決定しております。
また、役員賞与については、常勤の業務執行担当役員を対象に「利益連動給与」に基づき支給しております。
「利益連動給与」については、取締役会の決議に基づき、当該事業年度の営業利益率(単体ベース)を基礎とした係数を年間報酬額に乗じて算出しております。
なお、役員に対する退職慰労金制度は、2005年8月に廃止しています。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、複数の社外取締役の選任、および監査等委員である取締役により構成される監査等委員会による監査により、経営の透明性、健全性、効率性の向上を図っております。また、意思決定の迅速化による経営の効率性向上のため、取締役会から代表取締役社長への一部権限の委譲を行っております。

当社のコーポレート・ガバナンス体制は、当社の事業内容、ならびに経営の効率性および透明性の観点から、現時点において最適であり、当社の企業価値の向上に資するものと判断しております。

Ⅲ株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	平成27年5月期の定時株主総会において、開催日の18日前に発送しております。また、発送よりも前に当社ホームページおよび東証ウェブサイト上に内容を掲載し、早期の情報開示に努めました。
その他	株主総会後に、株主懇談会を実施しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者自身による説明の有無
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	半期毎に決算説明会を開催しております。また、随時、スモールミーティングや個別ミーティングを実施しております。	あり
海外投資家向けに定期的説明会を開催	証券会社主催のカンファレンスに参加しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	一連のIR資料を掲載しております。また、説明会の模様を動画配信しております。 URL: http://www.honeys.co.jp/ir	
IRに関する部署(担当者)の設置	経営企画室が担当部署となっております。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
環境保全活動、CSR活動等の実施	学生および新社会人に対し、職場体験の機会を提供しております。
その他	役員への女性の登用状況につきましては、執行役員として1名選任しております。 また、当社では、女性の就業を支援するため、仕事と育児の両立に向けた制度として短時間勤務制度や保育料補助制度を導入するなど積極的に取り組んでいます。なお、社員および管理職に占める女性比率は平成27年5月末時点で以下の通りとなっております。 ・女性社員比率 : 95.6% ・管理職に占める女性比率 : 22.9%

Ⅳ内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

1. 基本的な考え方

当社の経営戦略は、「コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方」に記載しました経営理念をベースにおいて組み立てられていますが、「お客様を中心に据えて事業を拡大していく」という経営理念を実現するためには、経営の有効性・効率性を高め、財務報告書の信頼性を確保し、事業に関する法令等の遵守を促すなど、内部統制システムの向上がより重要な役割を果たすものと認識しています。

従いまして、当社ならびに当社グループ会社は、役職員はもとより、パート職員に至るまで、すべてのレベルで、業務の適正を確保するため、経営陣が率先して、内部統制システムの構築を進めてまいります。

2. 業務の適正を確保するための体制

当社は次の通り内部統制システム構築の基本方針を制定するとともに、これに則った業務の適正を確保するための体制整備を行っております。

(1)取締役(監査等委員である取締役を含む。以下同じ。)の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「私たちの行動指針」、「ハニーズ法令遵守マニュアル(役員用)」を制定し、代表取締役社長および取締役が率先してその精神を実践し、役職員に伝えることによって、関係法令の遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ. 取締役会は、業務執行取締役の中から法令遵守担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、教育、および問題点の把握に努める。

ハ. 法令遵守担当取締役を委員長、法令遵守担当部長を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役会に報告する。

ニ. 法令遵守担当者、取締役、従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守担当部長に報告しなければならない。報告を受けた法令遵守担当部長は、法令遵守担当取締役と協議し、内容を調査したうえで再発防止策を含め適切な対応を図る。なお、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

(2)取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制

イ. 代表取締役社長は、取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理につき、全社的に統括する文書管理担当部長を任命する。

ロ. 文書管理担当部長は、文書管理規程に基づき、取締役の職務の執行に係る情報を文書または電子媒体に記録し、定められた場所に、定められた期間保存する。

ハ. 取締役は、常時、これらの保存文書等を閲覧できるものとする。なお、文書管理規程を変更する場合は、事前に、監査等委員会の承認を受けらるものとする。

(3)損失の危険の管理に関する規程その他の体制

イ. 経営に重大な影響を及ぼすリスクを、全社横断的に把握し、適正に管理・対応していくため、リスク管理規程を制定する。

ロ. リスクを総合的に認識・評価・管理する組織体として、管理部門担当取締役を委員長、各部長を構成員、総務部を事務局とするリスク管理委員会を設置する。

ハ. リスク管理委員会は、当社が業務を遂行していくうえで発生する可能性のあるリスクを、そのリスク特性に応じて分類し、リスク種類ごとに管理を行う所管部署を決定する。

ニ. リスク所管部署は、所管するリスクについて、リスクを発生させない仕組み、リスクの管理方法、許容できるリスクの量などを検討し、リスク管理委員会に報告する。

ホ. リスク管理委員会は、全社横断的なリスク状況、リスク対応方針等を取りまとめ、取締役会に報告する。

(4)取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、以下の経営管理システムを通じて、取締役の職務の執行の効率化を図る。

イ. 執行役員制度を導入し、戦略決定・経営監督機能と業務執行機能を明確に区分して効率的な業務運営を行う。

ロ. 業務執行取締役、執行役員ならびに部門責任者を構成員とする執行役員会議を設置するほか、業務執行に関わる重要事項を評議するための各種会議体を設置する。

ハ. 取締役会規程、職務権限規程による意思決定、判断ルールの明確化を図る。

ニ. 取締役会による中期経営計画の策定、中期経営計画に基づく年間業績目標と予算策定、ITを活用した月次業績管理を実施する。

ホ. 取締役会および執行役員会議による月次業績レビューと改善策の実施を図る。

(5)使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

イ. 当社は、「私たちの行動指針」、「ハニーズ法令遵守マニュアル(社員用)」を制定し、代表取締役社長が率先してその精神を従業員に伝えることによって、関係法令の遵守および社会倫理の遵守を企業活動の前提とすることを徹底する。

ロ. 取締役会は、法令遵守担当取締役を任命し、全社横断的なコンプライアンス体制の整備、教育、および問題点の把握に努める。

ハ. 法令遵守担当取締役を委員長、法令遵守担当部長を事務局とするコンプライアンス委員会を設置し、コンプライアンス上の重要な問題を審議し、結果を取締役に報告する。

ニ. 法令遵守担当者、取締役および従業員がコンプライアンス上の問題を発見した場合は、すみやかに法令遵守担当部長に報告しなければならない。報告を受けた法令遵守担当部長は、法令遵守担当取締役と協議し、内容を調査したうえで再発防止策を含め適切な対応を図る。なお、通報者の匿名性を保障するとともに通報者に不利益がないことを確保する。

ホ. 内部監査室は、内部監査規程に基づき、従業員の職務遂行状況について合法性、合理性、信頼性の観点から評価するとともに、法令、定款の重大な違反に関し、モニタリングを行い、結果を代表取締役社長ならびに監査等委員会に報告する。

(6) 当社および子会社からなる企業集団(以下、「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制

イ. 当社グループの業務の適正に関して責任を負う担当取締役を業務執行取締役の中から任命し、担当部署を設置する。

ロ. 当社が定める法令遵法体制、リスク管理体制等の内部統制機能は、当社グループ全体を規定するものである。

ハ. 当社グループに属する会社間の取引は、法令・会計原則・税法その他の社会規範に照らし適切なものでなければならない。

ニ. 内部監査室は、当社グループの内部監査を実施し、その結果を監査等委員会のほか担当取締役および担当部署に報告し、担当部署は、必要に応じて、内部統制の改善策の指導、実施の支援・助言を行う。

(7) 財務報告の適正性と信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の適正性と信頼性を確保するために必要な体制を整備し、有効性を定期的に評価して、その評価結果を取締役に報告する。

(8) 監査等委員会がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項

イ. 監査等委員会がその職務を補助すべき従業員を置くことを求めた場合、内部監査室所属の従業員を、監査等委員会を補助する従業員とする。

ロ. 監査等委員会は、内部監査室所属の従業員に対して、監査業務上必要な事項を命令することができる。

(9) 前号の使用人の監査等委員以外の取締役からの独立性に関する事項

監査等委員会より、監査業務上必要な事項の命令を受けた内部監査室所属の従業員は、その命令に関して、監査等委員以外の取締役、内部監査室長等の指揮命令を受けないものとする。

(10) 取締役および使用人が監査等委員会に報告するための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制

イ. 取締役または従業員は、監査等委員会に対して、法定の事項に加え、当社グループに重大な信用失墜や損害を及ぼす恐れのある事象、社内不祥事や法令違反等の重大な不正行為が発生した場合は、遅滞なく報告する。

ロ. 内部監査室が行う監査結果や内部通報制度による通報の状況についても報告する。

(11) 監査等委員会へ報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社グループは、監査等委員会へ報告を行った当社グループの監査等委員以外の取締役、使用人等に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

(12) 監査等委員である取締役の職務執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査等委員である取締役の職務の執行に必要な費用又は債務は当社が負担し、会社法に基づく費用の前払等の請求があった場合はこれに応じる。

(13) その他監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

イ. 監査等委員会は、業務執行の監査が実効的に行われることを確保するため、代表取締役社長と定期的に意見交換を行うとともに、執行役員会議など業務執行部門の重要な会議に出席する。

ロ. 監査等委員会と会計監査人が相互に連携を保ち、効率的な監査のできる体制を確保する。

ハ. 監査等委員会が、必要に応じて、専門の弁護士、公認会計士等を任用し、監査業務に関する助言を受ける機会を保障する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社は、市民社会の秩序や安全に脅威を及ぼし、経済活動にも障害となる反社会的勢力との一切の関係を遮断することを行動規範等の社内規定に明記し、そうした反社会的勢力ならびに団体による不当な要求には断固とした態度でこれを拒絶します。

反社会的勢力による不当な要求に対しては、総務部を対応統括部署として、警察、暴力追放運動推進センターおよび弁護士等の外部専門機関との緊密な連携により、関係部門との協議のうえ対応いたします。

V その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社では、会社の財務および事業方針の決定を支配する者のあり方に関する基本方針については、特に定めておりません。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

